发件人: <u>審查会事務局</u> 收件人: <u>Japan Sun Shubin</u>

日期: 2022年3月25日 17:03:43

孫樹斌 樣

頂いたメールを拝読しました。

令和4年3月23日付けで送付したメールは、国家公務員倫理審査会事務局として回答したものです。

なお、受付の対象となる通報は、「一般職の国家公務員の倫理法等違反の疑いのある行為についての情報」です。具体的には、国家公務員が職務に関連して金銭・物品の贈与や供応接待を受けているといったものであり、これら以外の行為については受付の対象外です。

今後本件と同様の御連絡を頂いても、当方からは返答しないことを申し添えます。

令和4年3月25日 国家公務員倫理審查会事務局

----Original Message----

From: Japan Sun Shubin <sunshubin@outlook.jp>

Sent: Thursday, March 24, 2022 4:48 PM To: 審查会事務局 <ri>rinrimail@jinji.go.jp>

Cc: 日本国警察庁 <naibutuuhou@npa.go.jp>; '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

Subject: [freemail] RE: 国家公務員倫理審査会事務局です。

国家公務員倫理審查会事務局担当樣

CC: 日本国警察庁長

中国驻日本大使馆领事部'

ご返信ありがとうございます。

1. 返信者名前の確認

下記の内容により 今回の返信者は 「事務局長 荒 井 仁 志」だと思います。正しいでしょうか?

国家公務員倫理審査会は、国家公務員法及び国家公務員倫理法に基づいて、人事院に設置されている機関です。

国家公務員倫理審査会は、会長と委員4人(うち1人は人事官)の計5人で構成されています。 また、国家公務員倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

会長 秋 吉 淳一郎

委員 青 山 佳 世 (フリーアナウンサー)

上 野 幹 夫 (中外製薬 (株) 代表取締役副会長)

潜道文子(拓殖大学副学長)

立 花 宏(人事官)

事務局長 荒 井 仁 志

https://www.jinji.go.jp/rinri/gaiyou/member.html

2. 通報の事実は 対応できるか

国家公務員倫理規程第一条(倫理行動規準)の一、四により、国家公務員の不作為、職権濫用、違法者の保護などは 該当だ思います。

別途で 法務省法務大臣 () と 確認します。

もし 日本国代表の答えと私の理解は一致になれば 今回メールの返信者も 日本国刑法に抵触しました。

証拠確保のために このメールは 日本国警察庁と中国驻日本大使馆领事部に送信します。

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇を受けていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。

国家公務員倫理規程

(倫理行動規準)

第一条 職員(国家公務員倫理法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する職員をいう。以下 同じ。)は、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲 げる法第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図る ために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

----- 元のメッセージ-----

差出人: 審查会事務局 < rinrimail@jinji.go.jp>

送信日時: 2022年3月23日 11:50

宛先: Japan Sun Shubin <sunshubin@outlook.jp>

件名: 国家公務員倫理審査会事務局です。

孫樹斌 樣

頂いたメールを拝読しました。

国家公務員倫理審査会は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に基づき業務を行っております。

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程では、一般職の国家公務員が、職務上利害関係のある事業者等から金品の贈与又は供応接待を受ける等の行為を規制しております。

今回御連絡いただいた内容は、当方の所掌外であるため、対応いたしかねることをお伝えします。

なお、当方ではセキュリティの観点から、メール本文に記載されたハイパーリンク等からの外部サイトへの接続やメールの添付ファイルの開封を行っておりません。そのため、今回頂いたメールにつきましても、リンク先の内容は確認しておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

令和4年3月23日 国家公務員倫理審查会事務局

-----元のメッセージ-----

差出人: Japan Sun Shubin

送信日時: 2022年3月22日 17:19

宛先: 人事院公務員倫理ホットライン <rinrimail@jinji.go.jp>

C C: 日本国警察庁 <naibutuuhou@npa.go.jp>; '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

件名: 法務省数名国家公務員の不作為・公務員職権濫用の通報 「孫 樹斌

公務員倫理ホットライン担当様

中国1

CC: 日本国警察庁長

中国驻日本大使馆领事部'

初めましてよろしくお願いします。 私は孫樹斌と申します。

下記の数名法務省国家公務員は 違法行為があるなので 通報します。

◇違反が疑われる職員の所属府省、部署、氏名

法務省大臣官房人事課長 佐藤 剛 (さとう たけし) ←名前は 法務省幹部一覧により 法務省東京法務局人権擁護部第二課長 高橋 要 (タカハシ カナメ) 法務省東京法務局人権擁護部第二課職員 寺本 大介 (テラモト ダイスケ) 法務省東京法務局人権擁護部第二課職員 原山 賢 (ハラヤマ カシコ)

◇違反が疑われる行為の概要(日時〔時期〕、場所、行為の概要)

· 法務省大臣官房人事課長 佐藤 剛

2022年3月8日 (江東区長山﨑 孝明の公務員職権濫用と人権侵害)

3月9日 (深川警察署長坂本 則夫 (刑法第百九十四条特別公務員職権濫用))

3月9日 (東京地方裁判所裁判官伊藤 由紀子、佐藤 卓 (刑法第百九十四条特別公務員職権濫用)) 3件刑事犯罪被害の検察調査依頼を 法務省に外部通報として メールを送信しました。

(下記のメールと通り)

「法務省公益通報等対応規則」第12条により 外部通報事務取扱責任者は 大臣官房人事課長佐藤 剛ではなくて 大臣官房秘書課長丸山 嘉代(まるやま かよ)です。

けれども 2022年3月18日 大臣官房人事課長佐藤 剛は 3件通報を全て却下しました。 公務員職権濫用 (刑法第二十五章 汚職の罪) と該当することです。

· 法務省東京法務局人権擁護部第二課

2022年2月14日江東区長山﨑 孝明の公務員職権濫用と人権侵害の件を 人権相談に提出しました。

2022年2月24日 东京法务局人权拥护部第二课は 返信しました。

2022年2月25日 东京法务局人权拥护部へ行って 対面相談しました。結局は 未受理しました。 (録音あり)

2022年3月8日 深川警察署長坂本 則夫 (刑法第百九十四条特別公務員職権濫用) の件を 人権相談 に提出しました。

2022年3月9日 東京地方裁判所裁判官伊藤 由紀子、佐藤 卓 (刑法第百九十四条特別公務員職権 濫用)の件を 人権相談に提出しました。

2022年3月9日 东京法务局人权拥护部へ行って 第2回 相談しました。けれども 嘘を付けて受理しません。 (録音あり)

2022年3月10日 再度 东京法务局人权拥护部へ行って 第2回 相談しました。

何回 『「人権侵犯事件調査処理規程」 (法務省訓令) 第十六条 (勧告,通告,告発の報告・承認) により この3件は 対応してください。』を話しました。

けれども 『受理できません。』を話しました。

更に 法務省東京法務局人権擁護部第二課長高橋 要 (タカハシ カナメ) は 110番へ通報しました。

実際 自分の部署の不作為の事実を隠すために 四谷警察署警察官に虚偽告訴 (刑法第百七十二条)をやりました。

◇違反が疑われる行為の相手方(会社名、団体名、役職名、氏名など)

江東区長山﨑 孝明 刑法第百九十三条公務員職権濫用と人権侵害

深川警察署長坂本 則夫 刑法第百九十四条特別公務員職権濫用)

東京地方裁判所裁判官第33部伊藤 由紀子、佐藤 卓 刑法第百九十四条特別公務員職権濫用

事件経緯と文書・録音の証拠:

https://human-rights-and-constitution.github.io/

上記の事実を 告訴します。

行政審査の上、検察庁に書類送検を請求します。

疑問点について 何時でも 電話で連絡してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

そん じゅ ひん 孫 樹 斌 Sun Shu bin

Mobile: (81)080-4658-1518 (SoftBank)

QQ & WeChat: 15848047 E-mail: sunshubin@outlook.jp

-----元のメッセージ-----

差出人: Japan Sun Shubin

送信日時: 2022年3月18日 17:43

宛先: 日本国法務省公益通報窓口 <koueki-tuuhou@i.moj.go.jp>

C C: 日本国警察庁 <naibutuuhou@npa.go.jp>; '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

[孫

件名: 法務省大臣官房人事課長の不作為・公務員職権濫用の通報と証拠転送

樹斌 中国1

法務省大臣官房人事課長樣

CC: 日本国警察庁長

中国驻日本大使馆领事部'

「法務省公益通報等対応規則」第8条と返信の教示通知書内容により 公務員職権濫用と違法者の保護の可能性は 高いだと思います。

今回 提出の3件は 法務省職員ではない、全て刑法違反の証拠があります。法務省検察庁刑事調査の依頼は日本国「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)」により正当です。

私の事件はずっと中国驻日本大使馆领事部'に送信しています。 今回の返信はなぜ わざわざ 中国驻日本大使馆领事部'を削除しましょうか。

「法務省公益通報等対応規則」第12条により 外部通報事務取扱責任者は 大臣官房人事課長ではなくて 大臣官房秘書課長です。

業務ルール違反なので 別途で 公務員倫理ホットラインに 通報します。公務員職権濫用 (刑法第二十五章 汚職の罪) の被疑者として 警察に通報します。

下記は 参考内容です。

「japan12308@163.com」は中国驻日本大使馆领事部の領事事務用メールアドレスです。 以下の中国外交部ホームページから確認できます。

https://www.mfa.gov.cn/ce/cejp/chn/lszc/lsbzhjs/t884152.htm

(法務本省公益通報窓口)

第8条法務本省に部局の公益通報窓口を設置し、その責任者は大臣官房人事課長(以下「窓口責任者」という。)とする。

(外部通報事務取扱責任者)

第12条外部通報事務取扱責任者(以下「外部責任者」という。)を設置するものとし、法務本省においては、その責任者は、大臣官房秘書課長とする。各庁においては、その責任者は、各庁の長の指名のない限り、窓口責任者がこれを兼ねるものとする。

- 2 外部責任者は、公益通報等の対応並びに公益通報等の通報者及び相談者の保護のために外部責任者の任務としてこの規則で定める事務の責任を担うとともに、次に掲げる事務を掌理する。
- (1) 通報事案の引渡し、送付及び相談に関すること。
- (2) 外部通報・準外部通報対応経過把握票 (様式第4号) の作成に関すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

そん じゅ ひん

孫 樹 斌

Sun Shu bin

Mobile: (81)080-4658-1518 (SoftBank)

QQ & WeChat: 15848047

E-mail: sunshubin@outlook.jp

----- 元のメッセージ-----

差出人: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp <koueki-tuuhou@i.moj.go.jp>

送信日時: 2022年3月11日 13:35

宛先: sunshubin@outlook.jp

件名: RE: 刑事犯罪被害の検察調査依頼: 江東区長山崎 孝明の公務員職権濫用と人権侵

害 [孫 樹斌 中国]

孫 樹斌 殿

先日、送付された3件の通報につきまして、別添のとおり通知いたします。

法務省公益通報 通報 · 相談窓口

差出人: Japan Sun Shubin

送信日時: 2022年3月9日 12:40

宛先: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp

C C: '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

件名: 刑事犯罪被害の検察調査依頼: 東京地方裁判所裁判官伊藤 由紀子、佐藤 卓 (刑法第百九十四条特別公務員職権濫用) 「孫 樹斌 中国]

日本国法務省 被害通報·相談担当樣

CC: 中華人民共和国駐日本大使館領事部

私は 孫樹斌です。

添付で 被害通報文書を送付いたします。

裁判所法廷に 録音・録画を禁止されています。

けれども 裁判官は 調査・判決の時 違法者へ支援して 被害者の人権に再度侵害しています。 東京地方裁判所第33部の2回裁判は 「日本国憲法」第11条、第14条、第76条、「民事訴訟法」 第2条に抵触する、訴追請求状を提出すること。

刑事事件なので 検察庁刑事調査を請求します。

詳しい事件経緯について 電話要約して 対面説明します。

まだ 以下の資料を確認できます。

① .東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠

特別抗告申立書: 2022年2月21日以後提出

特別抗告状: 2022年2月9日提出済み

抗告審: 令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審: 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立: 令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

② 事件ホームページのURL: https://human-rights-and-constitution.github.io/

差出人: Japan Sun Shubin

送信日時: 2022年3月8日 17:47

宛先: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp

C C: '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

件名: 刑事犯罪被害の検察調査依頼: 深川警察署長坂本 則夫 (刑法第百九十四条特別公務員職権濫

用) [孫 樹斌 中国]

日本国法務省 被害通報·相談担当樣 CC: 中華人民共和国駐日本大使館領事部

私は 孫樹斌です。

添付で 被害通報文書を送付いたします。

2021年12月20日江東区役所納税課の公務員は公務員職権濫用 (刑法第百九十三条) で深川警察署警察官に虚偽告訴 (刑法第百七十二条) をやった。

深川警察署巡査部長と十数名警察官は 現場で なにも取調べられない 現行犯として私を逮捕された。

当日 警察官は 窒息死させる「絞め技」の暴行を2回やった。

日本国「犯罪捜査規範」第百三十条 (司法警察員の処置) により被疑者を逮捕し、留置の要否又は釈放について、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。

深川警察署長と当日警察官は 日本国憲法第十四条、刑法第百九十四条 (特別公務員職権濫用) に抵触した。

刑事事件なので 検察庁刑事調査を請求します。

詳しい事件経緯について 電話要約して 対面説明します。

まだ 以下の資料を確認できます。

① .東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠

特別抗告申立書: 2022年2月21日以後提出

特別抗告状: 2022年2月9日提出済み

抗告審: 令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審: 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立: 令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

② 事件ホームページのURL: https://human-rights-and-constitution.github.io/

差出人: Japan Sun Shubin

送信日時: 2022年3月8日 16:55

宛先: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp

C C: '中国驻日本大使馆领事部' <japan12308@163.com>

件名: 刑事犯罪被害の検察調査依頼: 江東区長山崎 孝明の公務員職権濫用と人権侵

害 [孫 樹斌 中国]

日本国法務省 被害通報 · 相談担当樣

私は 孫樹斌と申します。 中国人です。

添付で 被害通報文書を送付いたします。

刑事事件なので 検察庁刑事調査を請求します。

詳しい事件経緯について 電話要約して 対面説明します。

まだ 以下の資料を確認できます。

① .東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠

特別抗告申立書: 2022年2月21日以後提出

特別抗告状: 2022年2月9日提出済み

抗告審: 令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審: 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立: 令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

② 事件ホームページのURL: https://human-rights-and-constitution.github.io/

以上です。よろしくお願いいたします。

そん じゅ ひん 孫 樹 斌 Sun Shu bin

Mobile: (81)080-4658-1518 (SoftBank)

QQ & WeChat: 15848047 E-mail: sunshubin@outlook.jp